

議案第 57 号

幸手市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例

幸手市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 42 年条例第 3 号）の
一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項中「一部を勤務しないこと」を「全部又は一部を勤務しないこと」
に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

幸手市長 木 村 純 夫

提 案 理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度の拡充に
関する所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。